

タイトル	歴史的風致として選定された小樽の祭礼文化 — 水天宮多賀神社例大祭と「歴史まちづくり法」 —
著者	蟬塚，咲衣；SEMIZUKA，Sakie
引用	年報新人文(21)：251(57)-232(76)
発行日	2024-12-25

歴史的風致として選定された 小樽の祭礼文化

—水天宮多賀神社例大祭と「歴史まちづくり法」—

蟬塚 咲衣

1. 研究の背景と目的

1-1. 研究の背景

北海道の小樽市では、現在、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以後、「歴史まちづくり法」）」に基づき、「小樽市歴史的風致維持向上計画」の策定に取り組んでいる。策定に向けたスケジュールは、2023年4月から歴史的風致の検討や資料収集を開始し、2025年2月下旬の認定申請、同年3月の認定を目指している¹⁾。

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」は2008年11月4日に施行され、国土交通省、文部科学省（文化庁）、農林水産省が共管している法律である。2. で詳述するが、歴史的風致維持向上計画の2024年7月17日時点の認定状況は、40府県97都市であり、そのうち1期で計画を終了したのが3都市、計画期間の終了を見越し、2期計画が認定済みなのが42都市である²⁾。なお、

これまで北海道における認定事例はなく、小樽市が認定された場合は道内初認定となる。

小樽市の策定体制として、学識経験者や重要文化財関係者、まちづくり団体などに携わるメンバーで構成された「小樽市歴史的風致維持向上協議会委員」のほか、小樽市の職員で構成される「庁内検討会議委員」がある³⁾。「庁内検討会議委員」の事務局は、建設部新幹線・まちづくり推進室、産業港湾部観光振興室、教育委員会生涯学習課の3部署が務め、委員は事務局以外の11部署の課長および主幹が務めている⁴⁾。11部署のうちの1つが小樽市総合博物館で、主幹が委員として参加しており、事務局からの依頼に応じる形で筆者も「歴史まちづくり法」の歴史分野の監修に携わっている。小樽市の歴史的風致のうち、市内全域に人々の営みが最も反映されていると考えるのが「祭りの賑わいにみる歴史的風致」であることから⁵⁾、小樽市内の祭礼を調査テーマとしている筆者は、事務局の要請に対して日頃の調査研究成果を提供する役割を担っている。小樽市のなかで策定の中心的な役割を担っているのは、建築物や景観などのハード面を担当している建設部新幹線・まちづくり推進室であり、博物館はソフト面やその他の文化的な事柄に関する貢献が求められている。



図1 祭礼のイラストが表紙に掲載されているパンフレット⁷⁾

1－2. 研究の目的

歴史的風致維持向上計画が認定されている国内97都市のうち、「維持向上すべき歴史的風致」の項目およびその内容に地域の祭礼を挙げている都市は、97都市全てであった⁶⁾。パンフレットの表紙が示すように、歴史的風致を定めるうえで、祭礼がソフト面（人々の活動）を示す代表的な事例となっていると言える（図1）。したがって、小樽市の歴史的風致維持向上計画においても、2024年10月時点で「祭りの賑わいにみる歴史的風致」として神社例大祭4件と、小樽市民によって生み出された祭り1件が挙げられている⁸⁾。人々の営みの内容として、神社の神輿渡御といった移動ルートが可視化できるものと、祭礼で傳承されている民俗芸能が中心である。筆者は2022年から小樽市総合博物館に勤務し小樽の祭礼調査を始めたが、「歴史まちづくり法」では重点区域や歴史的風致の範囲などの子細なデータが求められることから、必要な情報を提供している。

以上のことから、本稿では、下記2点を目的とする。1点目は、「歴史まちづくり法」において計画書に盛り込まれる伝統的な祭礼の1つである水天宮多賀神社例大祭について詳細を明らかにすることである。2点目は、歴史的風致維持向上計画の策定にあたって今回のように博物館の日常的な調査研究の成果が必要とされたように、博物館が果たすことのできる役割について考察することである。

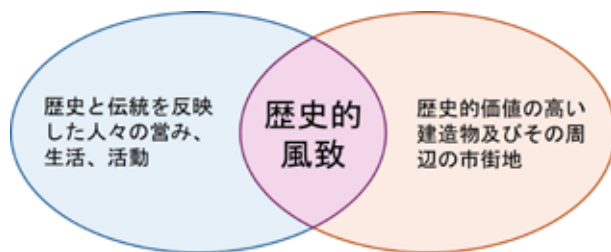


図2 歴史的風致の概念図⁹⁾

2. 「歴史まちづくり法」と博物館に関する法令

「歴史まちづくり法」における歴史的風致とは、「歴史まちづくり法」第1条において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義される。図2のとおり、ハード（建造物）とソフト（人々の活動）が一体化した概念であることが特徴で、歴史的風致を維持及び向上させることにより、個性豊かな地域社会の実現、都市の健全な発展と文化の向上に寄与することを目的としている¹⁰⁾。自治体が歴史的風致維持向上計画を作成し国から認定されることで、社会資本整備総合交付金等における各種事業による支援や法律上の特例措置といった、重点的な支援を受けることができる¹¹⁾。本計画のなかでは、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を「重点地区」として設定する¹²⁾。「重点区域」とは、「歴史まちづくり法」第2条において「歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域」とされ、「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」、「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」、「その周辺の土地の区域」という条件に基づき明確に範囲を定める必要があることから、本稿で扱う祭礼についても地理的な情報が要求される¹³⁾。

「歴史まちづくり法」は、自治体が文化財を活用して地域振興を実現しようとする狙いがあり、共通した方向性を有する文化財や地域振興に関する法令は少なくない。互いに影響を及ぼしあっているために、それらを総合的に取り扱い概観する。「歴史まちづくり法」の背景には、日本における文化財保護に関する最初の措置である1871年の「古器旧物保存法」や、都市の風致や美観保全の

最初の都市計画関連法規である「広告物取締法（1911年）」といった明治期の制度にはじまり、戦後の「文化財保護法（1950年）」、「都市計画法の全部改正（1968年）」などがある（歴史まちづくり法研究会2009：5-13）。しかし、「古都保存法（1966年）」、「文化財保護法」、「景観法（2004年）」や「都市計画法（1968年）」といった歴史的なまちなみの保全などに関する既存の法律では対象とする範囲や内容に限界が生じ、地域の文化財を周辺環境を含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体中心の取り組みの必要性や、現存する歴史的風致の保存・継承・再生を図るまちづくりを積極的に推進するための制度構築が求められたことから、「歴史まちづくり法」が制定された（歴史まちづくり法研究会2009：20）。

小林は2018年の「文化財保護法」の改正に関する議論のなかで、文化財保護行政が国からのトップダウンであった時代から主体を地域（市町村や所有者）に置くという移行が法的に表面化されたのは、2007年に提唱された「歴史文化基本構想」であると述べている（2022：138-140）。「歴史文化基本構想」は、地域の文化財を幅広く捉え、的確に把握し、周辺環境も含めて文化財を総合的に保存・活用することを目的とした提言で、この構想に見られる「指定の有無に関わらずという捉え方」、「点から面へという発想」、「地域づくりに資するという考え方」は、「歴史まちづくり法」や「日本遺産」の認定¹⁴⁾ などその後の施策に大きな影響を与えたことが指摘されている。また小谷は、文化財の活用について論じるなかで、歴史的風致維持向上計画と「歴史文化基本構想」の差異について、歴史的風致維持向上計画は目に見える文化財に力点が置かれており、無形民俗文化財も要素に含まれるが比重が小さい点を指摘している（2021：250-251）。

本稿で取り上げる祭礼に直接関わる法令として、1992年制定の「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律

(以後、「お祭り法」)」がある。「お祭り法」の目的は、第2条にあるように「地域の民衆の生活のなかで受け継がれ、当該地域の固有の歴史、文化等を色濃く反映した伝統的な芸能及び風俗慣習」を活用し、国内外の観光旅客に対する観光の魅力増進や、商工業の振興を図ることである。小谷は、仙台市で行った民俗芸能の上演イベントの事例から、「通常のイベントには関心のない民俗芸能好きな人たちも集めつつ、一方で民俗芸能に関心のない人たちを集めるイベント」が、「お祭り法」で実現しようとしている活用の在り方であると述べている(2021: 248)。

また、文化に関わる法令として「文化芸術基本法(2017年)」がある。この法令は、もともとの「文化芸術振興基本法(2001年)」が、少子高齢化やグローバル化などの社会変化によって、観光やまちづくり・国際交流など関連分野と連携した総合的な政策が求められたことを背景に改正されたものである¹⁵⁾。文化芸術そのものの振興に加えて、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲となった¹⁶⁾。この「文化芸術基本法」の精神に基づき、2022年に約70年ぶりに改正されたのが、「博物館法」である。これまで博物館が求められていた、「収集・保管」、「調査研究」、「展示・教育」の役割に加え、まちづくり、観光、福祉、国際交流などの様々な分野との連携による地域振興への貢献が期待されている。そして新たな事業として、デジタルアーカイブの作成と公開の取り組みが明確に位置づけられた¹⁷⁾。

3. 歴史的風致の抽出に至るまでの小樽市の取り組み

小樽市の歴史的風致維持向上計画の第2章では、維持及び向上すべき歴史的風致として、4点挙げている。1つ目は「海に関わる営みにみる歴史的風致」、2つ目は「まちづくりの変遷にみる歴史的風致」、3つ目は「祭りの賑わいに

みる歴史的風致」，4つ目は「景勝地の行楽などにみる歴史的風致」である¹⁸⁾。これらの選定にあたり，基礎となった小樽市の取り組みについて，文化面，景観および建築物，観光面の3点から述べる。

文化面について，歴史的風致の抽出には，各種文献や資料のほか，2019年に策定された「小樽市歴史文化基本構想」を参考に行われた¹⁹⁾。この構想では，「地域を構成する多様で価値が高いと考えられる文化財（指定，未指定を含む）のみならず，その周辺環境との関係のもとに形成されるさまざまな価値を総体的に組み入れながら，市民が暮らしのなかで大切に受け継いできた歴史的，文化的，自然的遺産を含むもの」を，「小樽文化遺産」と定義し，多様な文化遺産を基盤としたまちづくりや人材育成に重要な役割を果たすマスタープランとして策定された（小樽市2019：4）。また，「歴史まちづくり法」第2条では，重点区域の要件として，「重要文化財，重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」または「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」か「その周辺の土地の区域」であることが定められている。小樽市には，国指定重要文化財が3件（「旧日本郵船株式会社小樽支店」，「旧手宮鉄道施設」，「旧三井銀行小樽支店」），国指定史跡が2件（「手宮洞窟」，「忍路環状列石」）があるが，後者の周辺ではそれを伝承している人々の活動が見られないため除外され，小樽市により重要文化財3件を中心とした重点区域が設定された。

景観および建造物について，小樽市では歴史的建造物や景観地区の保全などを目的に，1983年に北海道で初めての景観条例である「小樽市歴史的建造物および景観地区保全条例」が制定された（小樽市2009：13）。1992年には「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定し，歴史的景観のみならず自然景観や眺望景観を守り，新築される建物の景観誘導や緑化の推進が行われた。2009年には「小樽市景観計画」が策定され，「景観計画区域（市域全域）」

のなかで、歴史、文化等からみて小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を「歴史景観区域」として指定している（小樽市2009：1）。良好な景観形成への具体的な取り組みとして、「小樽市指定歴史的建造物」や「小樽市登録歴史的建造物」²⁰⁾、「小樽市都市景観賞」²¹⁾、「保存樹木等の指定」²²⁾ などがある。

観光面については、2006年に「小樽市観光基本計画」が策定され、2017年には持続可能な観光都市としてさらに発展するため、「第二次小樽市観光基本計画」が策定された（小樽市産業港湾部観光振興室2017：1）。このなかの主要施策の1つとして、文化庁が2015年より開始した「日本遺産」の認定に向けた活動も推進しており（小樽市産業港湾部観光振興室2017：10）、2024年現在で小樽市には2件のシリアル型（複数の市町村にまたがる）の日本遺産があり、地域型（単一の市町村で完結）の認定も目指している²³⁾。

上記の取り組みを背景に抽出されたのが小樽市の4つの歴史的風致である。次章では、小樽市の歴史的風致の1つである「祭りの賑わいにみる歴史的風致」について、重点区域に唯一社殿が含まれている水天宮多賀神社について取り上げる。

4. 水天宮多賀神社例大祭

水天宮多賀神社（以後、水天宮）は、小樽市相生町に鎮座する神社である。水天宮の境内は約56mの高台に位置し、小樽港や街並みを見渡すことのできる眺望景観に優れた場所であることから、「重要眺望地点」²⁴⁾ に指定されている（小樽市2009：30）。祭神は、弥津波能売神、保食神、伊邪那岐神、伊邪那美神の4柱で、由緒については、1859（安政6）年の創祀と伝えられる（北海道神社庁誌編輯委員会1999：388）。現在の社殿は1919年に建設され、1920年9月22日には改築に伴い住吉神社に奉移してあった御霊代を新築の社殿に移す移霊式

が行われた記録がある（小樽市総合博物館2012：144）。本殿及び拝殿は、1994年に小樽市指定歴史的建造物となっている²⁵⁾。創祀150年を迎えた2007年には、老朽化が進んでいた社殿を修繕するために協賛金を募り、集まった2,000万円で修繕が行われた²⁶⁾。2024年現在、神職は常駐しておらず、小樽市内にある高島稲荷神社の兼務社となっている。

例大祭は、毎年6月14～16日の3日間に日付を固定して行われる（写真1）。水天宮の例大祭のほか、龍宮神社例大祭（6月20日～22日）と住吉神社例大祭（7月14～16日）と合わせて「小樽三大祭り」と称され、人々に親しまれている。水天宮の参道を少し下ったところにある建物には、牛車と鳳輦が保管されており、例大祭の期間中はシャッターが開いており見学することができる（写真2）。牛車と鳳輦の渡御については、かつては牛が曳いていたが（写真3）、その後は馬が曳くようになり（写真4）、現在はトラックに載せて行われている²⁷⁾。渡御は本来毎年行われるものだったが、人手不足や金銭的などの理由から2008年からは2年おきに行っており²⁸⁾、2020年初頭の新型コロナウイルス感染症の影響で2020年と2021年の休止を経た2024年現在は、3年に1度となっている²⁹⁾。

2022年の例大祭のスケジュールは、6月14日18時から宵宮祭、15日10時から本祭大祭式、16日9時から発御祭、20時から還御祭と終了奉告祭であった³⁰⁾。そのほか境内で行われるイベントについては、2022～2024年はカラオケ大会が行われたほか、2023年は6月16日18時30分より結成32年目の「銭函創作太鼓童夢」による太鼓演奏が行われた。

直近の渡御である2022年のルートについて、水天宮より提供いただいた「水天宮多賀神社例大祭渡御行列予定」の地図と、渡御に参加した関係者が記録したデータ、「北海男塾」の関係者からの証言をもとに作成したのが、図3である。北は豊川町、南は奥沢まで、約21.5kmであった。なお、2022年は6月16日の午前9時に発御祭が行われ、10時に渡御が発出し、15時前には水天宮に戻り³¹⁾、



写真1 例大祭時の境内の様子
(2023年筆者撮影)



写真2 牛車と鳳輦の保管場所
(2023年筆者撮影)



写真3 大正～昭和初期頃の牛による渡御
(小樽市総合博物館所蔵 小野コレクション)



写真4 1973年の馬による渡御
(個人提供)

20時から還御祭が行われた。

また、水天宮の渡御のほかに、小樽の神輿会「北海男塾」が取り仕切る担ぎ神輿がある(写真5)。1987年に設立された「北海男塾」は40代を中心に男女を含め60人ほどで活動しており、水天宮の創祀150年であった2007年に初めて担ぎ神輿を実施し、それ以降、水天宮の例大祭に合わせて行われている³²⁾。2024年は6月15日に「北海男塾」が所有する神輿1基が、本妙寺から小樽の歓楽街である公園通りやスパル通り、花園銀座商店街を通り、花園交番までの約



図3 水天宮多賀神社例大祭で行われる神輿渡御のルート



写真5 2023年の北海男塾による渡御
(北海男塾提供)



写真6 山田町会事務所の神輿
(2024年筆者撮影)

710mを、19時30分から20時30分まで練り歩いた³³⁾。ルートを見ると、水天宮の渡御ではカバーしきれていない、露店が立ち並ぶ参道や、スナックなどが軒を連ねる細い道を進んでいることがわかる。年間25箇所ほど小樽市内外で神輿を担ぐ「北海男塾」の関係者によると、「この神輿は、飲み屋街である花園を盛り上げるために始めたもの。飲み屋の人が神輿の上に乗ることもあり、他のところにはない、珍しい神輿」だという³⁴⁾。毎年同じルートで行われるこの担ぎ神輿は、水天宮の渡御とは別に実施されており、神様が乗っていない「から」神輿である。しかし、市内外から担ぎ手が集まり、多くの人で賑わう参道や商店街、飲み屋街を練り歩く光景は、祭礼文化の重要な一場面と言えるだろう。

調査を続けるなかで、コロナ禍の1年ほど前まで水天宮の例大祭時に担がれていたという、山田町会による神輿³⁵⁾(写真6)やそれとは別にあったという子ども神輿³⁶⁾、花園銀座商店街が例大祭に合わせて開催する「水天市」のスタンプラリーやワゴンセール、ビアガーデンといった催しなど³⁷⁾、町会や商店街といった単位でも地域を盛り上げるイベントが多数行われていることが判明し



写真7 小樽稲荷神社の渡御と旧日本郵船株式会社小樽支店 (2024年筆者撮影)



写真8 龍宮神社の渡御と旧第一銀行小樽支店 (2024年筆者撮影)



写真9 龍宮神社の渡御と旧国鉄手宮線 (2024年筆者撮影)



写真10 恵美須神社の渡御と旧白鳥家番屋 (2024年筆者撮影)



写真11 高島稲荷神社の渡御と旧高島町役場庁舎 (2024年筆者撮影)



写真12 住吉神社の渡御と旧三井銀行小樽支店 (2024年筆者撮影)



写真13 住吉神社の渡御と旧共成株 (2024年筆者撮影)



写真14 天満宮の渡御と旧岡川薬局 (2024年筆者撮影)

た。このような活動は、神社単体を調査するだけでは見えてこない人々の営みであり、神社周辺で行われている人々の活動やそれに携わる組織の存在も、祭礼文化を構成する重要な要素であると考えられる。

本稿では、市内の神社のなかで唯一社殿が重点区域内に含まれる予定の水天宮多賀神社例大祭を取り上げたが、重点区域外にも数々の祭礼が存在しており、歴史的風致維持向上計画のなかで歴史的風致として挙げられている。写真に見られるように歴史的建造物などの周辺で人々の営みが行われており、これらの活動も数々の組織やコミュニティによって支えられている実態があることを忘れるわけにはいかない（写真7～14）。

5. 博物館が果たすことのできる役割と課題

今回の歴史的風致維持向上計画の策定へ向けた取り組みを通じて認識された博物館の役割について、2点述べる。1点目は、デジタルアーカイブについてである。「博物館法」の改正で、データの公開やそれを用いた創造的活用が求められているが、どのように取り組めばよいのか戸惑いを抱える博物館の現場は少なくない。小樽市では、歴史的風致を示すにあたり、地理的な情報を踏まえた祭礼調査の蓄積不足が課題として見えてきた。小樽市には祭礼の実質的な地理情報を記録した先行研究は存在せず³⁸⁾、筆者が渡御ルートの経年変化を把握しようと毎年渡御への同行や聞き取り調査を行いながらGIS（地理情報システム）上にデジタルアーカイブしてきたデータが、図らずも役に立った。資料のデジタル化が情報提供時の速やかな対応につながり、歴史的風致を可視化する際の地図化にも有効だったことから、祭礼などの人々の営みに関する個別具体的な事柄を、位置情報とともにアーカイブする必要性を再認識した。

2点目は、地域振興への貢献である。「まちづくり」という視点を持って祭礼

調査を行うなかで、地域の商店街や町内会、神輿会といった周辺のコミュニティと祭礼との密接なつながりが判明した。このなかには、50年以上の継続を立証³⁹⁾することの難しさや、「歴史まちづくり法」第1条にある歴史的風致の条件であるハード（建造物）とソフト（人々の活動）の一体化という特徴に当てはまらず、歴史的風致維持向上計画への記載が見送られる事象も存在する。過去の祭礼の様子を知る証言者の高齢化や、聞き取り調査を行っても人によって回答が異なるなど、情報は散逸しがちである。しかし、本計画ではカバーされない組織や団体も、地域の歴史的風致を支えていることは、まぎれもない事実である。祭礼文化を存続させ次世代に継承する基盤となるのは、種々の組織の存在と活動である。活動計画が認定されれば重点区域を中心に支援が行われるが、一過性の金銭的支援ではこれらの営みは維持できない。

小林は、文化財の捉え方が大きく変化した理由として地域というキーワードを挙げ、文化財をはじめとする地域文化の継承活動を通じて、コミュニティの活性化、地域振興、地域アイデンティティの醸成などの効果が期待されていることから、このような場面に、民俗学がこれまで培ってきた地域研究の見識が活かされてしかるべきと述べている（2022：143-144）。また、既に歴史的風致維持向上計画が認定されている自治体において、第1期でハード整備を中心に行い、第2期では「担い手・後継者の確保・育成」などのソフト事業の増強を行う傾向が顕著であることが指摘されている（宮下ほか2021、永田ほか2022）。小樽市においても、これまでハード面が重要視されてきたが、歴史的風致維持向上計画に取り組むなかで、ソフト面の重要性に遅まきながら気が付いた側面があるのではないか。計画の策定時の調査で完結させず、祭礼をはじめとするソフト面の地域文化について長期的な見通しを持って現状と課題を把握し続けることが、歴史的風致を維持向上するための有効な支援に資すると考える。ハード偏重にならないためにも、改正された「博物館法」で求められている様々な

分野との連携について、博物館として祭礼といった地域に根差した活動への調査研究を継続することが、地域振興への1つの貢献の形となるだろう。

今後の課題として、祭礼の調査や年ごとに変化する渡御ルートなどの地理情報のアーカイブを継続することで、歴史的風致の背景や祭礼文化の今後についての対応策も見えてくるだろう。また、祭礼に携わる市民との交流を通じて、大切な地域文化であることを人々が意識し、これからも守り伝えようとする意識を醸成することが、「博物館法」第3条に記載されている「地域の活力の向上に寄与」することにつながる。地域住民や祭礼文化を支える組織と協働しながら小樽市の地域振興と向き合っていきたい。

謝辞

本稿の執筆にあたり、聞き取り調査へのご協力と貴重な情報や資料をご提供いただきました、水天宮多賀神社の関係者の皆様、北海男塾の皆様、山田町会の皆様に、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

(せみづか さきえ・文学研究科日本文化専攻博士課程2年／
小樽市総合博物館学芸員)

[注]

(証言者に関する情報は、性別／年齢／祭礼での役割／調査年、不明な箇所は一で記す)

- 1) 第5回小樽市歴史的風致維持向上協議会「小樽市歴史的風致維持向上計画の策定について」https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2023081500021/file_contents/20241031-siryoku1.pdf
- 2) 国土交通省「歴史的風致維持向上計画認定状況（R6年7月17日時点）」<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001754095.pdf>

- 3) 第4回小樽市歴史的風致維持向上協議会「令和6年度 小樽市歴史的風致維持向上計画 策定体制」https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2023081500021/file_contents/20240521_siryoun1-1.pdf
- 4) 3に同じ。
- 5) 第5回小樽市歴史的風致維持向上協議会「協議会及び三省庁の意見等に対する対応状況」https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2023081500021/file_contents/20241031-siryoun2.pdf
- 6) 国土交通省国土技術政策総合研究所「『歴まち』情報サイト—歴史的風致維持向上計画『認定都市』アーカイブ」の「全国の歴まち都市」に掲載されている各都市の「歴史的風致維持向上計画概要版」より集計。「概要版」で祭礼に関する情報が得られなかった都市については、「歴史的風致維持向上計画」を参照した。
- 7) 国土交通省「歴史まちづくりパンフレット（2023年3月）」<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001597421.pdf>
- 8) 5に同じ。
- 9) 国土交通省「歴史まちづくりパンフレット（2023年3月）」<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001597421.pdf>の概念図をもとに作成。
- 10) 7に同じ。
- 11) 国土交通省都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室「『歴史的風致維持向上計画』策定に向けた手引き—事例からみる計画策定の意義・効果—（2020年3月）」<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001352089.pdf>
- 12) 7に同じ。
- 13) 松本ほか（2018：624）は、すでに認定を受けている自治体における「重点区域」と祭礼の関係について、祭礼の巡行区間など線上に展開する市街地の区域が一部の「重点区域」に組み込まれていることから、有形資源だけでは重点的に施策を展開する区域としての位置づけが難しかった区域を、歴史的風致維持向上計画の対象にすることができている点を指摘している。
- 14) 日本遺産は、文化庁が2015年から開始した制度で、地域に点在する遺産を「面」として活用および発信し地域活性化を図ることで、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化、地方創生に資するとされる。文化庁「日本遺産ポータルサイト」<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/about/>（最終閲覧：2024年12月19日）
- 15) 文化庁「文化芸術基本法」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/

shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html（最終閲覧：2024年12月19日）

- 16) 15)と同じ。
- 17) 文化庁博物館総合サイト「法改正の概要」<https://museum.bunka.go.jp/law/>（最終閲覧：2024年12月10日）
- 18) 5)と同じ。
- 19) 第1回小樽市歴史的風致維持向上協議会「歴史的風致，重点区域及び事業の検討について」https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2023081500021/file_contents/shiryou6-1.pdf
- 20) 「小樽市指定歴史的建造物」とは，歴史的建造物の実態調査をもとに，保全すべき建物を「小樽市登録歴史的建造物」として登録し，そのなかで特に重要であり，所有者の同意が得られたものが指定される（小樽市2009：2）。
- 21) 「小樽市都市景観賞」とは，1988年に創設され，小樽の歴史と風土に調和した都市景観をつくり出している建築物やイベントなどを表彰することで，都市環境の向上とまちづくりへの関心を高めることを目的とするもの。令和5年度までの受賞は74件で，そのうち8件は現存していない。建設部新幹線・まちづくり推進室「小樽市都市景観賞ガイドマップ」https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020112000239/file_contents/2024gaidomapweb.pdf
- 22) 保存樹木等の指定は，地域的美観風致を維持し都市景観の形成を図るため，保存樹木，保全樹林または保全緑地として指定される。建設部新幹線・まちづくり推進室「保存樹木等の一覧」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020101500092/>（最終閲覧：2024年12月19日）
- 23) 産業港湾部観光振興室「日本遺産の認定について」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021031700095/>（最終閲覧：2024年12月19日）
- 24) 「小樽市景観計画（小樽市2009：73）」によると，「重要眺望地点」とは，特に小樽を代表する眺望の場所として広く市民に親しまれている公園，山頂等で，市長が指定する場所を指す。
- 25) 小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室「小樽市指定歴史的建造物第50号水天宮本殿，拝殿」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020101500757/>（最終閲覧：2024年12月10日）
- 26) どうしん記事データベース「創祀150年で修復，小樽の水天宮，例大祭催し多彩に，14日から3日間，商店街も関連行事」2007年6月9日，北海道新聞朝刊地方（小樽・後志）28ページより。

- 27) A氏（男性／70歳代／水天宮の元関係者／2024年）のご教示。
- 28) どうしん記事データベース「鳳輦78年ぶり人力巡行、きょうまで水天宮例大祭、小樽」2019年6月16日、北海道新聞朝刊地方（小樽・後志）17ページより。本記事によると、元号が新しくなったことを記念して、1923年に作成された鳳輦が78年ぶりに人力で担がれたという。
- 29) A氏（男性／70歳代／水天宮の元関係者／2024年）と、B氏（男性／一／水天宮の関係者／2023年）のご教示。
- 30) 例大祭時に社殿の脇に設置されていた「令和四年水天宮多賀神社例大祭日程」より。
- 31) B氏（男性／一／水天宮の関係者／2023年）のご教示。
- 32) どうしん記事データベース「「みこし渡御」初お目見え、水天宮150年例大祭、男女200人練り歩く」2007年6月16日、北海道新聞朝刊地方（小樽・後志）30ページと、C氏（男性／30歳代／北海男塾の関係者／2024年）のご教示。
- 33) C氏（男性／30歳代／北海男塾の関係者／2024年）のご教示。
- 34) 33に同じ。
- 35) どうしん記事データベース「小樽・水天宮例大祭あす本祭、山田町会みこし10年ぶり復活、地元と札幌から担ぎ手16人、「興奮再び」」2014年6月14日、北海道新聞朝刊地方（小樽・後志）30ページより。
- 36) D氏（男性／一／山田町会の関係者／2024年）のご教示。
- 37) どうしん記事データベース「射的、かき氷…露店にぎわう、小樽三大祭り、水天宮例大祭始まる」2023年6月15日北海道新聞朝刊地方（小樽・後志）15ページ、花園銀座商店街ホームページ「はなぞのさんぽ」<http://www.hanagin.org/?p=1783>（最終閲覧：2024年12月19日）
- 38) 小樽の祭礼に関する先行研究として、史料にもとづき明治中期の祭礼の様子を検討した菅原（2018）が挙げられる。そのほか、『おたる潮まつり第50回記念誌』や『小樽総鎮守住吉神社鎮座百五十年記念誌』のような記念誌は発行されているものの、研究としてはほとんど見られない。
- 39) 11に同じ。

【参考文献】

小樽市総合博物館

2012『稲垣益穂日誌 第30巻』小樽市総合博物館、小樽。

小樽市

2009『小樽市景観計画』小樽市，小樽

小樽市

2019『小樽市歴史文化基本構想』小樽市，小樽.

小樽市産業港湾部観光振興室

2017『第二次小樽市観光基本計画』小樽市産業港湾部観光振興室，小樽.

おたる潮まつり実行委員会

2016『おたる潮まつり 第50回記念誌』小樽潮まつり実行委員会，小樽.

小谷竜介

2021『地域をつくる民俗文化財』日高真吾編『継承される地域文化—災害復興から社会創発へ』240-263.

小林稔

2022『改正文化財保護法と民俗学』『日本民俗学』(310)：131-149.

佐藤圭樹

2024『小樽総鎮守住吉神社 鎮座百五十年記念誌』住吉神社，小樽.

菅原慶郎

2018『明治中期の小樽における神社の祭礼』『小樽市総合博物館紀要』(31)：23-29.

永田優河，川崎興太

2022『歴史的風致維持向上計画の中長期的な運用の実態と課題』『都市計画報告集』20（4）：341-347.

北海道神社庁誌編輯委員会

1999『北海道神社庁誌』北海道神社庁，札幌.

松本邦彦，澤木昌典

2018『歴史的環境保全の観点でみる歴史的風致維持向上計画における重点区域の特徴』『ランドスケープ研究』81（5）：619-624.

宮下拓也，松井大輔

2021『歴史的風致維持向上計画の第一期から第二期への展開にみられる変化と課題』『都市計画論文集』56（3）：1092-1098.

歴史まちづくり法研究会

2009『歴史まちづくり法ハンドブック』国土交通省都市・地域整備局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室，東京.